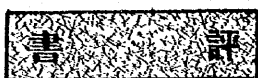


Title	中村政則編 大系・日本国家史 第4巻(近代I)・ 第5巻(近代II)
Sub Title	Masanori Nakamura (ed.), Systematic studies of Japanese state history, modern age (vol. 4, 5)
Author	尾城, 太郎丸
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1977
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.70, No.5 (1977. 10) ,p.560(64)- 568(72)
JaLC DOI	10.14991/001.19771001-0064
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19771001-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



中村 政則 編

『大系・日本国家史』第4巻(近代Ⅰ)

第5巻(近代Ⅱ)

(一)

日本資本主義発達史の研究は、戦前論争以来、つねに実践的課題たる国家権力の本質解明の問題を念頭におきながらも、学問的作業の上では、その対象を主として基礎構造＝経済的下部構造に限定して来た。本来の上部構造論の欠落した「旧労農派」・「宇野理論」系統のものでは当然のこととしても、「講座派」系統の場合(戦前の「旧講座派」及び戦後その流れを汲むものについて)においても、教条化したテーゼや概念的なイデオロギーを背景とする国家権力規定がアプリアーに前提されていた憾みがあり、下部構造的な発達史認識と政治的上部構造とりわけ天皇制国家体制認識とを、広い意味での政治史的研究を通じて統合する、というような真に総括的な試みは、十分に行われていなかったように思われる。

ところが、戦後30余年を経て、発達史研究の国家論乃至国家史的「総括」ともいべき本格的作業の諸成果が、このほど漸くあらわれるに至った。『大系・日本国家史』第4巻(近代Ⅰ)、第5巻(近代Ⅱ)——何れも、中村政則編——がそれである。この研究関心における国家論への志向は、本シリーズ全5巻(第1・2・3巻は、それぞれ古代・中世・近世各時代の日本国家史研究である)から明らかなように、いわゆる60年代から70年代に至る時代状況を踏まえた歴史学研究全般の今日的傾向であるが、近代についてはとくに重要な意味を担っている。

すなわち、日本の近代史・発達史研究にあっては、最近、その部門別・問題別専門化・細分化が著しく、それらの個別・実証研究を通じて、戦前研究以来の日本資本主義像は激しい動揺と分解を余儀なくされ、テーゼの問題等についてもその根本的な反省・再検討が迫られることになり、統一的なビジョンの社会構成論的再構築、近代史・発達史の国家論的「総括」が要請されて来るといふ研究状況があった。そして、かかる問題意識と現実との係わりという点でも、いまや政治的

成長を遂げた現代の民衆が当面する高度なブルジョア国家が、かの敗戦と戦後改革を介して明治期以来の天皇制国家と連結している敢然たる事実からして、その現実的課題としての切実さは、近代以前の時代の比ではないのである。

(二)

以上のように、すぐれて現代的な意義をもつ日本国家史研究の近代篇(第4・5巻)は、既に発達史研究の分野で「旧講座派」的ビジョンを克服すべき新たな研究を展開している中村政則氏を中心に、近代史研究のヴェテランを配し、さらに法律学者の参加を得、数年にわたって行われた密度の濃い学際的共同研究の成果であって、対象時期は、第4巻(近代Ⅰ)が、明治維新から明治憲法体制の成立期まで、第5巻(近代Ⅱ)が、帝国主義成立期から1930年代の天皇制ファシズムの移行期まで、となっており、各巻の内容構成は以下の通りである。

第4巻(近代Ⅰ)

序説 近代天皇制国家論	中村政則
明治初年の国家権力	原口 清
天皇制成立期における国家威信と対外問題	芝原拓自
明治国家と地方自治	{海野福寿 渡辺隆喜

第5巻(近代Ⅱ)

近代天皇制国家の確立	{中村政則 鈴木正幸
日本帝国主義成立期の軍部	由井正臣
天皇制国家機構・法体制の再編	{利谷信義 本間重記
——1910～20年代における一断面——	
天皇制国家の人民支配	
——治安維持法体制論——	奥平康弘

(三)

まず、第4巻劈頭の中村論文(『序説近代天皇制国家論』)は、筆者自身は各論に対する「総論」ではないと断っているものの、戦前の戦略論争・資本主義論争から戦後の軍・封帝国主義論争に至る天皇制国家論史の批判的検討を通じて、「講座派的天皇制論」の再構築を試みることにより、天皇制国家権力の歴史的推移を把え直す視点を明らかにしているという意味で、第4・5巻全体に対する見通しを与えるものとなってい

る(第4巻3,282ページ)。

すなわち、往年の戦略論争とくに野呂=猪俣論争における野呂の国家論・戦略論(国家の本質規定と戦略規定との直結)の再検討にはじまり、かの32年テーゼにおける天皇制把握(絶対主義を国家の本質としてでなく、国家機構の概念として理解していた)の再認識、服部之総、平野義太郎氏の天皇制国家論の再吟味が行われ、服部説(明治維新=絶対主義成立説、日清戦後=軍・封帝主義転換説)における独自の国家理論の欠如(国家の本質と国家機構との関係、国家と政府との区別、絶対主義と帝主義との関係と相異等への無理解、経済的下部構造還元主義の限界)に対して、平野説(『国家権力の構造』1954年、理論社刊、『国家の機構と民主的変革』1974年、新日本出版社刊)におけるユニークな国家理論(国家論を構成する基礎範疇——国家権力、国家機関、国家形態、政治形態等——の整理、とくに、「国家形態」、「政治形態」の概念を導入することにより、上部構造としての相対的独自性をもつ国家権力の本質を規定しようとする試み)の積極的評価、といった予備的手続きを経て(3~34ページ)、天皇制国家認識のための中村氏の基本視点と概念装置が形づくられる。それは、戦前日本の天皇制国家を把握するに当って、「国家の歴史的な階級の本質を示す<国家類型>論」と、国家機構(さまざまな国家機関の体系)を通じての政治的支配のあり方を示す「<国家形態>論」との二つのレベルを明確に区別すること、及び、前者=<国家類型>としては資本制国家範疇に属しながら、後者=<国家形態>においては絶対主義の本質を維持する、というように、両者の間の「埋めがたいズレ」の存在に留意すること、これである(33ページ他)。

ところで、従来の天皇制研究は、中村氏によれば、歴史分析としての明治維新論(天皇制絶対主義論を通説とする)に傾斜し過ぎていたために、現状分析的色彩がうすれ、1920~30年代のテーゼに見られるような、天皇制を「帝主義段階・独占資本主義段階の権力として把える視角を後退」させる結果となったところに問題があり(35ページ)、したがって、「天皇制国家の基本構造が確定する確立期の天皇制を、明治維新の方から見るのではなく、むしろ逆の方向から、すなわち32年テーゼが対象としたような軍事的・警察的天皇制の原型構造はいつどのようにして形成・確立=定置したのかという観点から見直す」必要がある(36ページ)というわけである。

しからば、こうした前提に立って通説を見直すとき、近代天皇制の歴史的推移、その段階規定はどのように

なるであろうか。

まず、明治維新时期では、その第一期(幕末開国<1854>~明治10年<1877>)前後、維新政権とくに大久保官僚独裁政権の成立は、「天皇制絶対主義」の成立期であり、ここでは、西欧の古典的絶対主義とは異なるが、国家類型及び国家形態の何れのレベルにおいても、一応「半封建国家としての絶対主義国家」と規定される。そして、その第二期(明治10年代<1877>~明治憲法体制の発足<1890>)は、「古典的絶対主義から日本型絶対主義(絶対主義的天皇制)への移行」したがって、国家類型と国家形態との乖離・ズレがあらわれはじめる時期であり(41~48ページ)、これが展開するなかで、天皇制国家の確立・本格化となるのであった。すなわち、通説のように、天皇制絶対主義が、1890年の明治憲法体制の発足とともに確立したのち、その質的転換乃至修正を遂げたと見るべきではなく、むしろ、立憲制の「法的外被」を与えられた天皇制が、「日清・日露の両戦を経過することによっていっそう内実をかため、1900~10年に自己を確立したと見るべき」ものであった(38~9ページ)。

かくして確立した天皇制国家は、「国家類型としては、特殊後進国的構成をもつ帝主義国家」(=資本制国家)でありながら、国家形態としては、「機構が絶対主義的である」というズレをもつところに大きな特徴があり、これは、確立期以後、1920年代、30年代~敗戦のファシズム期に至るまで、基本的に一貫していたのであるが、この歴史過程を通じて、以上の「ギャップを埋めようとする動き」もまた必然化することとなり、「この点こそ天皇制権力の歴史的本質が凝集的に示されてくる」のであった(64ページ)。それは、具体的には、国民諸階級・諸階層に対する支配・統治の仕方における、一般のブルジョア国家とは異なった「特殊かつ複雑な政治過程」を生み出し、「天皇制(官僚)とブルジョア階級及び地主階級の三者の「永続的ブロック」が、たえず内的矛盾の緊張をはらみ、この「ブロック」の動揺・内部対立と天皇制国家の対外侵略の拡大とが、相互作用的にエスカレートして、日本帝主義独特のパターンをつくり出していったのだ、という認識に到達するのである(64~67ページ)。

以上に見られる中村氏の「講座派」天皇制国家論再構築の試みは、同氏の発達史研究(経済的下部構造次元)を前提として、これまでこの種の問題に取り組んだ先駆的な存在たる服部之総の見解(天皇制国家の絶対主義よりボナパルティズムの「ビスマルク的暗転説」)の克服を意

図したわけであり(58~59ページ)、それは、結局、明治維新期の「天皇制絶対主義論」と1930年代の「天皇制ファシズム論」との、本格的な架橋作業だったのである。しかれば、このような中村氏の新しいビジョンは、国家史研究の個別・具体的な次元で、どのように展開せしめられてゆくのか、各論的な諸論稿は、このこととどのような関係におかれているのか、以下、順を追って諸論稿を辿ってゆくことにする。

(四)

各論第一の原口論文(『明治初年の国家権力』)は、明治初年における天皇制国家権力につき、「戊辰内乱期から廃藩置県前後まで、すなわち慶応4(明治元)年(1868)から明治4(1871)年までに限定」して、「明治太政官制の成立・確立の過程」、「とくに廃藩置県前後における太政官を中心とする官制改革問題」に焦点をおいて考察したものである(67ページ)。

この時期の国家権力の総体的把握において既に定評ある見解を發表されている原口氏(『日本近代国家の形成』1968年、岩波「日本歴史叢書」)は、ここで、戊辰内乱の開始以後、いわゆる雄藩連合的性格を急速に変えてゆく維新政権にとって、かの五ヶ条誓文が、単に一時的の政略にとどまるものでなく、その後の国家統治上の重要な政治理念としての意義をもっていたこと、版籍奉還の断行と職員令による太政官制の発足によって、国家権力の集中化が前進したにも拘らず、なおそれを制約する過渡期的な矛盾が存在していたこと、そして、かかる制約が、政府部内の対立等にもとづく紆余曲折を経て、一応克服されるのが、かの廃藩置県前後に行われた一連の機構・官制改革であったことを、豊富な引証によって明らかにしている。とくに太政官(太政大臣)が、立法・行政・司法の三権から兵権(軍令・軍政)に至るまでを一元的に支配し、中央から地方に及ぶ統治体制を樹立し、これらの上に立って太政大臣が天皇補弼の任に当たるという制度、しかも、薩長藩閥を中心とする維新の元勳らによって、この「早熟的」に「肥大」化した官僚制の枢要ポストが独占されるという関係は、少なくとも明治18年(1885)の内閣制の発足に至るまで存続するのであり、そこに、絶対主義君主制としての天皇制国家の独自性が、早くも形成された点に、官制改革の画期的意義が与えられている(68~135ページ)。

この原口氏の所見は、さきの中村氏の序説に示され

た、天皇制国家の歴史段階のうち維新期の第1期の規定=国家類型・国家形態の何れにおいても「半封建国家としての絶対主義国家」という理解に対応するもので、この時期に関する限り、両氏の国家権力の認識に大差はないのであり、問題が出て来るとすれば、それは、二つの範疇の内容が変わり、「天皇制絶対主義」から「絶対主義的天皇制」=「日本型絶対主義」へと移行しはじめる第2期以降についてであると思われる。とはいえ、原口氏の具体的な論証からもうかがわれるように、明治初年期(第1期)の天皇制国家を「古典的絶対主義」として割り切れない側面も無視出来ないものであり、また、中村説自体が、原口氏の、明治22年明治憲法体制成立による「天皇制確立と同時に修正」説の批判を前提としているのであるから、この辺の問題との整合的な関係が、天皇制国家の成立段階において明らかにされる必要がある。

第二の芝原論文(『天皇制成立期における国家威信と対外問題』)は、一般に、「階級社会における「本来の意味の政治権力」=「政治的国家」が、自らの統治行為の正当性を獲得するためには、被支配階級をもまき込んだ、いわゆる「幻想的な共同利益」の追求が不可欠のものである、という「国家論のひとつの原理的・本質的な問題」を踏まえ、「国家権力の私利私欲的性格の露呈如何と対外政略の成否」とが、「国家の威信と威権=正当統治の命運にかかわるアキレスの踵」である、との観点から、天皇制の成立過程において、内治及び外交の面で以上の問題がどのように具体的にあらわれていたのかを、明治14年(1881)の政変と同17年の壬午の変とについて分析したものである(139~141ページ)。

14年の政変については、まず、この政変を必然化した背景が、何よりも、澎湃たる自由民権運動の嵐のなかに立つ維新政府にとって、単なる小手先の技術をもっては解決出来ない国家形態=立憲制の問題に関する政争であり、絶対主義的専制支配の機構を形成しつつあった政権が、「国家類型を異にする近代立憲制的国家形態の外的形式のうち自己を修正・確立しなければならないという矛盾」(148ページ)が、当局者の強烈な危機意識となってあらわれていたこと。しかも、「上から」の「近代化」による有司専制と政商との癒着・結合関係が、いわゆる北海道開拓使処分問題となって露呈したことにより、これまた、「「財理」上の一「小事」でも「行政事務ノ一小処分」でもなく、「「公益」を保護すべき政権を私する」という」(152ページ)国家論上の本質的問題であるが故に、政府当局の

決断——内部分裂を冒してまでも「専制政府の「困難（切迫）ノ極点」における起死回生の決断、国家形態では「将ニ徹頭徹尾一步ヲ譲ラザ」る政変」（155ページ）——が不可避であったこと。そして、「民権諸派にとつては青天のヘキレキ」（159ページ）ともいふべきこの政変以後、来るべき国会開設にそなえるための天皇制国家機構の再編・強化——皇室財産の設定、元老院・上院制度、華族爵位制度の検討、軍隊・警察制度・官僚行政機構の整備等々——が急速に進むなかで、自由党（とくにその中央部）の政治姿勢の後退、ブルジョア民主主義運動の指導部としての革命政党からいわゆる「準備政党」への傾斜・変質、自由民権運動に対する政府の分断政策の奏功という結果となり、攻守ところを変える政治情勢の逆転を通じて、公権力の威信を維持し得たこと（158～174ページ）。以上が明らかにされる。

政治情勢轉換のいま一つの側面をなす壬午の変への対応の問題は、次の通りであった。すなわち、かの江華島事件以来の対朝鮮政策が、権力外交による不平等条約の強要という結末となる過程で、とくに壬午の変を契機として、維新政権の朝鮮・中国に対する国権拡張・軍国主義路線が明確となり、「アジャ諸民族にたいする「武装した天皇制」、軍統帥権・軍事外交大権の唯一の主体としての天皇制のあり方」（176ページ）が確定したことによって、「一年まえの私利私党的政府は、いまや……絶対的君主こそ「国益」＝「社会共通ノ幸福」の唯一最高の保護者であり、官僚制と軍隊・警察はその機能の遂行手段であるという名分」（181ページ）を獲得したわけである。そして、これに対する民権諸派の論調は、むしろ、対外的危機感からする国家主義的傾向が強くなり、「政府と「原理的に相対立する論理」をもち、……内事優先＝専制国家との対決＝民権確立を基本としていた」（186ページ）と、これまで評価されて来た自由党にしても、さきの政府の分断政策とも相俟って、一部の地方支部の急進化（いわゆる激化事件）とは逆比例的に、中央部の官民調和路線への傾斜を強め、結局は、政府の国権主義的・軍国主義的「国是」の枠組みにはまり込んでいったのであり、かくして、明治政権は、天皇制・立憲政体にとって万石の基礎を得ることになったのである（181～190ページ）。

以上の芝原論文は、国家論の原点に立ち返っての極めて明快な説明ではあるが、反政府勢力さらに一般民衆の国益への同調性の問題は、この場合、いわゆる「幻想的な共同利益」一般ではなく、その、遥かに日本的な問題に根ざしているものであり、天皇制国家の特質

把握のためには、芝原氏も注目されているように、「いわゆる市民社会と政治的国家との分離も端緒的なこの段階ですでに、特殊的・私的諸利害から独立する「一般的利害」＝国家の要求があらわれており、それが国家権力のあり方を制約しはじめていた」（192ページ）という関連こそ、日本の風土との係わりで抑り下げを要する問題であろう。なお、ここでも、さきの原口論文の場合と同じく、「立憲体制への移行による天皇制確立と同時に修正」説が前提されているようであるので、天皇制成立から確立への歴史段階的な問題については、中村説との何等かの整合が必要となるであろう。

(五)

第三の海野・渡辺論文（『明治国家と地方自治』）も、国家論の本質に触れる問題意識に立って書かれている点で、極めてユニークな存在である。

すなわち、従来の「講座派」理論による天皇制国家の理解の仕方に対しては、既にいろいろな自己批判があり、最近では、例えば山崎隆三氏の見解のように、絶対主義（＝天皇制の国家機構面において）・ブルジョア（＝その土台・機能面において）国家であるとするパラドキシカルなものまで見られるに至っているが（大阪市大『経済学年報』第35集、1975年）——但し、これを、「国家類型」・「国家形態」という二つの範疇で整理したのがさきの中村説だったのであるが——、ここで両氏の所説によれば、天皇制の問題は、もともと「国家＝機構論の把握ではおおいつくせない領域があまりにも大きい」のであり、「国家＝機構論に固執する限り、天皇制「絶対主義」はブルジョア国家における絶対主義的国家機構の残存ないしは継承としてしか位置づけられない」（200ページ）ということになる。そこで、かのアントニオ・グラムシの独創的な国家論の考え方をとり入れて、さきの機構論を、グラムシのいう「狭義の国家」＝「政治社会」＝国家権力論として把握し、この「狭義の国家」と「広義の国家」（ここでは、「市民社会」における、非国家的レベルで、強制によってではなく、被統治者の同意によって階級支配が成立する）との、両者の区別と関連・統一を明らかにする、という視点から、国家機構論中心の天皇制理解を克服しようとするのである。しかし、市民社会も政治社会もともに未成熟で、両者の「均衡」的機能が十分に作用していなかったわが国の場合、西欧社会を前提とするグラムシの理

論を直ちに適用するわけにはいかないで、そこに、わが国の「市民社会」的構成を「政治社会」との関連で具体的に検討する必要がある、これが、国家支配の「基礎的社会関係」ともっとも深くかかわりあう「地方体制」としての地方自治に即してとりあげられる(197~206ページ)。

そこで、自由民権運動の高揚期(明治9~14年)について、民権派の地方自治に関する論調を、立憲制構想との関連で探ってみるならば、以下のような情勢が見出される。

すなわち、まず、立憲構想における過激民権派(立志社・評論新聞に代表される)、穏健民権派(報知・毎日・朝野・曙等の諸紙に代表される)及びこれらに対する漸進派(東京日々に代表される)相互の論争を通じて、地方民会設立の必要性が主張され、各種の実践活動も行われたのであったが、その背景には、地租改正反対運動に反映される地方民衆の日常要求の抬頭、地方のブルジョア的発展、結社活動を通じての地方的指導者=豪農層の政治的成長があったこと。そして、政府専制、中央集権の強化にとまらぬ地方の衰退がもたらされている事情とも関連して、中央レベルでの国会開設の問題と、地方レベルでの地方分権・地方自治の問題との関係(両者の何れが優先するか、あるいはどのような関係で両立するか等)が、英・仏の自治思想の影響のもとに論議され、府県自治論を内容として、「実質的国会自治論」(立志社、報知系)、「政府対決的自治論」(朝野系)、「漸進的府県自治論」(毎日系)等の幾つかのパターンが生れ、とくに府県自治重視の立場は、「自治意識にめざめた地方的な資本主義の担い手たる豪農層(=地方のミドルクラス)を主体に、より広き人民意志の反映を可能とする近代的府県自治が意図されていた」(235ページ)こと。地方自治論は、さらに、その原素たる町村自治、町村会の問題にまで進んで、民権派・諸紙の町村自治論も盛行を見、戸長公選制をはじめとする民選地方官制の採用、地方官給与の地方税支弁による地方財政の独立等々、地方人民の参加を前提とする民主的自治の問題が、府県自治論に併行して提起されてはいたが、もともと町村社会の理解において村落内部の封建的な諸関係や旧意識の克服なく、維新以前の慣習にもとづく生活共同組織という側面を強く残したままの豪農層中心の運動であったところから、有司専制に対抗しながらも、天皇制の支配に弱い日本の地方自治が生み出されるに至ったこと(207~251ページ)。

こうした民権運動の情勢に対して、政府は、言論・

運動の弾圧政策を強化しつつも、他方で、「人心の取攬」、「同意の契機」を把える必要に迫られ、全国地方の指導層たる地主・豪農層——民権運動への同調者乃至指導者であった——の「政治勢力」としての解体をはかり、かれらを、広く政府の社会的柱石として再編成するための新たな政策、制度改革が展開するのであり、それが明治17年(1884)を画期とする地方制度の改革だったわけであるが(これが、明治20年代初頭に本格化する地方自治制施行の基礎となる)、その本質は、要するに、戸長官選等を通じて、区町村の地方末端行財政を、府知事・県令——郡長という中央集権の系列に編入し官治統制を強めることによって、いわゆる「行政村」を「自然村」から分離し、「伝統的な生産=生活共同体と行政単位との統一」を分断して、共同体内の自治をもつばら非政治的な世界に閉ち込める、というものであった(251~277ページ)。

この論文の大きなメリットは、天皇制国家の支配原理を把える手段として、グラムシの「広義の国家」概念を導入し、これを機構の概念(「狭義の国家」に対応する)に対置しつつ、両方の内容の滲透し合う関係を、明治国家の成立期=自由民権期の地方自治の問題のなかに追求しようとしたところにある、と思われるのではあるが、実は、「広義の国家」の問題は、政治的世界とともに非政治的世界の領域にも大きく係わっており、とくに日本的自治の理解については、啓蒙的な自治思想・イデオロギーもさることながら、共同体を基盤とする地方民衆の生活構造全般に即して把える視点が重要であろう。「機構論」としての天皇制国家論の克服も、これを手懸りとしてこそ、新たな方向が見出せるのではなからうか。

(六)

第5巻に入って、第一の中村・鈴木論文(『近代天皇制国家の確立』)では、第4巻序説における中村氏の国家論の基本範疇にもとづいて、天皇制国家(絶対主義的天皇制)概念を、一定のズレ(ないし対立・相克)をもつブルジョア・地主国家類型と絶対主義的国家形態との、両者の統一体として理解し、その歴史的根拠は、日本資本主義発展の内的編成・構造的特質と、それを外から規定し続けた国際的契機(とくに戦争と植民地支配)の問題との相互媒介的作用に求められねばならぬ、というより発展的な見解を、近代天皇制国家の確立期(1900~1910年頃、日清戦後韓国併合まで)について、具体

的に論証する。

まず国家類型の面からは、いわゆるブルジョア・地主ブロック論が、新たな観点から再構成されるのであるが、ここでの問題は、権力を直接に掌握していないブルジョアジーと地主が、天皇制国家権力の「絶対的性質」とどのような関連にあり、また、このブルジョア・地主ブロック（「永続的」ブロック）が、「いついかなる契機とプロセスをへて天皇制国家権力の階級的基礎となった」か（7ページ）ということであり、それは、日清・日露の「戦後経営」過程の考察から明らかになる。すなわち、日露「戦後経営」を経て、日本資本主義が独占段階への移行を開始し、帝国主義への転化を完成せしめたことを背景として、日清戦後以上に、国家資本、国家機構の巨大化・肥大化による天皇制軍部官僚の相対的独自性の強化、特権的財閥資本と非特権的産業資本の格差拡大、天皇制官僚と財閥ブルジョアジーとの結合、「永続的」ブロックの第一の環としての官僚・財閥ブロックの形成。他方で、財政経済政策をめぐる深刻な利害対立を胎みながらも、戦後の植民地問題の緊迫（植民地支配と戦争・軍拡との悪循環）と下からの階級対立の危機（「労働問題」、「社会問題」、「小作問題」の登場）、という内外の両契機によって、ブルジョア・地主ブロックの第三の環としての確立（第二の環は、官僚—地主ブロック）。かかる「永続的」ブロック構造確立の時期は1910年前後とされる（6~40ページ）。

次に国家形態論のレベルで問題となるのは、高度の独自性をもつ「天皇制軍部・官僚を維持・再生産する軍事・官僚機構の特質」（41ページ）及びブルジョアジー・地主の政治的支配階級としてのあり方を明らかにすることであり、これについては、日露戦後における天皇制国家の成熟の内実の具体的な考察が行われる。

すなわち、国家機構としては、何よりも日本の「帝国主義国家化」という情勢に対応して、文官・軍官の何れにおいても、維新时期以来の藩閥勢力に代って、近代教育を受けたエリートたる専門官僚群が登場し、分業体制の整備された官僚行政機構を支配するに至り、とくに軍事官僚においては、議会勢力のみならず内閣に対してすら、その独自性を主張し、超越的な政治力を発揮するようになる軍部勢力＝軍閥が、植民地の軍事支配体制との関係で形成されていったこと。そして、これまた、極東情勢に対応すべき挙国一致体制のもとに、立憲政友会の結成（1900）を画期として、官僚勢力との妥協・提携へと傾きつつあった政党が、抬頭する都市ブルジョアジーの利害を吸上げ、その政治勢力

としての組織化を進めることにより、それまでの地主政党からブルジョア・地主政党へ、帝国主義的政党へと変質してゆき、さらに、このブルジョアジーの階級的利害を、立法機関＝議会を通さずに官僚に結びつける意志素通（諮問・答申・建議）のパイプが、資本の「重層的序列構成」に応じた諸組織の媒介を経て整備されるに至ったこと。最後に、天皇制支配を広く民衆レベルにまで貫徹し、公的権威をもって国民の「同意」を確保するものとして、天皇制イデオロギーの確立という側面があるが、これは、資本主義の展開による、その社会的基盤（家父長的な村落共同体的社会）の「不断の喪失」という流れに逆行しておこなわれたもので、国民のナショナルな意識をすべて独占するという形をとったのであったが、具体的には、義務教育における教育勅語精神の徹底化、教育内容の国家統制（教科書の国定）、地方改良運動と関連しての青壮年教育の統制、軍国主義思想の注入、軍部による国民組織化（帝国在郷軍人会の設立）等々となってあらわれたこと（41~82ページ）。以上である。

この中村・鈴木論文について、なお疑念の余地があるとするれば、それは、やはり基本的に、中村氏の発達史把握の点に由来するもので、例えば、国家類型論として、これまでの天皇制ブロック権力論に馴染んで来たものにとっては、どうして地主・ブルジョアブロックでなくして、いきなりブルジョア・地主ブロックであるのか、その辺の説明が欲しいであろうし、また、このことと関連して、国家形態の問題で、政治的支配階級としてのブルジョアジーの存在が極めて積極的にとり上げられているのに反して、地主の存在、その地位・位置づけ（その変化の問題も含めて）が必ずしも明らかでない、というような問題であろう。それにしても、中村氏の独創的な発達史の論理と天皇制国家の論理とがよく対応・結合して、全体的に整理・体系化されており、密度の頗る濃いものになっていることは間違いない。

（七）

第二の由井論文（『日本帝国主義成立期の軍部』）は、前論文に登場した天皇制軍部の問題を、日露戦後の帝国主義の本格化段階に至る軍事機構の具体的な動態分析を通じて掘り下げたもので、いわゆる統帥権の独立をはじめとする軍隊・軍事機構の制度的特権が、「決して絶対的なものでなく、他の国家諸機関との関係で変

化する相対的なものであったこと(91ページ)に留意しつつ行われている点が、注目される。

すなわち、明治憲法制定時の国家機構上の軍隊・軍事機構の法制的位置づけが、憲法条文の解釈いかによって一様でなかったものが、軍事権の独立を志向する陸軍首脳の内閣の慣行によって、以後の傾向として、統帥権の独立が事実上強化され、日清戦後の軍備拡張のなかで、いわゆる帷幄上奏権の拡大、軍部大臣現役武官制、あるいは台湾総督武官制の確立等々となり、さらに、日露戦後の軍拡と植民地経営がいよいよ本格化する過程で、植民地支配の憲兵政治化(朝鮮総督に代表される)、軍部の政治勢力化(前論文でも指摘)という方向へ傾斜していった経緯が、キメ細かく追求される(92～152ページ)。そのなかで、とくに統帥権の問題について、政府と参謀本部(国務と統帥)の対立が天皇のもとにもち込まれ、その最終的な調停と決断が天皇の御沙汰によってはじめて可能になる、という深奥のルールが示されている(139, 150ページ)、かの第二次大戦の終結における天皇の御聖断につながる意味をもつものとして、その歴史的な重みを痛感させられる。

第三の利谷・本間論文(『天皇制国家機構・法体制の再編——1910～20年代における一断面——』)は、国家史研究の教少ない学際研究の一つとして、法律学の専門研究者の手になる論稿である。ここでは、1910～20年代(=ほぼ大正期に相当する)のブルジョアの諸改革に関する、従来の研究成果を前提としながらも、それらが「国家機構・法体制の骨格の部分における再編現象を明らかにしたが、国家機構の深部における再編現象と国家機構が人民の生活と直接に接触する部面における再編現象とその意義の解明にまでおよんで」いなかったものと見て、「これらをも視野に入れて国家機構・法体制の再編の全体像を構成し、「次の時期への移行の問題を分析する手掛り」をも得ようという問題意識から、当時の「支配体制が直面した国際的・国内的危機の諸要因との関係」において(156ページ)法体制再編現象が考察される。対象は大きく三つにわかれ、第一は、「この時期の政策決定過程に重要な役割を果たした審議機関」、第二は、「軍部と国務各機関(および財界)との交錯を実現する新しい国家機関」、第三は、「支配秩序の動揺を生み出す各種の争議の解決を通じて、深く国民生活のなかに国家権力の触手を延ばすメカニズムとしての調停制度」(159ページ)である。

第一の審議機関としては、臨時外交調査委員会、経済調査会と臨時財政経済調査会、臨時教育会議、臨時

法制審議会がとり上げられているが、これらは何れも、日本帝国主義の活動期における内外の危機的問題(第一次大戦を契機とする)に対処する使命を帯びて設置された点で、支配階級の各層を結集した「挙国一致」的な性格をもちつつも、ブルジョアの利害の滲透は漸く濃厚となり、とくに経済関係=機関における政策形成を通じて、金融独占ブルジョアと専門官僚との連繋が、既にかなり組織的な形で生れていた事実からは、昭和期の戦時国家独占資本主義の、すぐれて日本的な「原型」構造が想起される(162～174, 220～237ページ)。

第二の新しい国家機関としては、防務会議・軍需工業動員法が対象とされているが、これらも第一の場合と同様、支配階級内部の矛盾対立を孕みながらも「挙国一致」的な合意によってつくられ、前者では、政党による軍閥批判、護憲運動の抵抗のなかで、軍部勢力が、のちの15年戦争=ファシズム体制への足場を確保してゆくジグザグの過程が、後者では、帝国主義的利害の追求という路線では、軍部と独占ブルジョア・政党の間に基本的対立はなかったこと(対立があったとしても、それは、何れがイニシアティブをとるかに関してであった)、総力戦としての世界大戦の経験に学ぶ国家総動員体制への強い志向が見られたことの中に、これまた早急な戦時国独资・ファシズム体制の先駆的な姿が、早くも登場していたことがわかる(174～187ページ)。

第三の調停制度(これは実は、さきの臨時法制審議会の審議の結果生れたのであった)は、米騒動以後急速に激化した借地借家争議、小作争議、労働争議に処するためのものであったが、概して調停法がその実体法に先行している傾向(当時、実体法のあったものは借地借家法のみ)からして、調停なるものが、「確定的な規範関係にしようとする紛争当事者の要求に対抗して、規範関係を不確定なものとしつつ『丸く納める』ところの仲裁的調停であった」(川島武宜『日本人の法意識』1967年岩波刊、163～169ページ)というにとどまらず、「国家の政策によって紛争解決を方向づけ」(昭和戦争期には、強制調停の一般化となる)、紛争当事者を国家の政策による操作の対象とし、「争議」を媒介として、国家権力が国民生活の中に深く入りこむことを意味したのであり、ここでも、のちの「天皇制ファシズム」への移行の前提条件(245～246ページ)の一つが準備されていたのであった(以上、237～257ページ)。

かくして、大正デモクラシー期の国家機構・法体制

における「ブルジョアの改革」がいかにしてその対極たる昭和ファシズム体制につながってゆくかが、多面的に実証されることによって、これまで見られた「ブルジョアの改革」を過大評価する見解と過小評価する見解との落差の埋められる契機が見出されつつあることは、この研究の大きなメリットといえよう。

(八)

最後の奥平論文(『天皇制国家の人民支配——治安維持法体制論——』)も、戦前の天皇制国家の暴力装置の代表格であった治安維持法体制を法学的に分析したもので、この体制の歴史を、1920(大正9)年を出発点として、25年5月施行から28年3・15事件までを第一期(成立期)、35年までの日本共産党攻撃を中心とした第二期(確立期)、41年までの法体制のファシズム化を特徴とする第三期(拡大期)、45年に至る近代的法体系としての崩壊期、に時代区分し、歴史過程全体との関連で第一期・第二期の法体制が検討される(265~279ページ)。

この体制には、それに先立って、既に明治国家が築き上げた絶対主義的な治安法体制の骨組み、体質的な伝統があり(出版・集会・結社に対する警察的事前規制をはじめ、ミニ治安維持法といわれる警察犯処罰令、違警罪即決例、要視察人視察制度等々)、1920年時点においても、警察当局の側に現行法のままで差支えなしとする認識もあったのであるが、さらに、新たな治安法制が必要とされた根拠について、従来の通説的な「アメとムチ」説(「アメ」——普選法——を与える条件として「ムチ」——治安維持法——が制定されたというもの)、あるいは、日ソ基本条約締結による国内の革命運動への影響を重視する見方等は、それなりに評価されるにしても、立法自体に即した内在的要因から見てゆこうというわけである(279~301ページ)。

そこで、治安法制としての特徴をみると、「明治的=伝統的」なそれが、国家権力のうちもっぱら行政警察に限定されていたのに対して、新しいそれは、さらに、「検察・裁判(戦前の意味における「司法」)や教育など——のちには憲兵組織を媒介として軍事も——広く国家権力一般をまきこんだものとして組み立てられた」のであり、その背後には、いわば「警察専行型」を克服して「司法を中心にすえた治安・思想対策」となるべきであるという考えがあり、これは、司法当局の治安対策への介入となって現実化していったのであるが、「この立場こそ、過激社会運動取締法案、つい

で治安維持法案を推進するもの」だったのである(301ページ)。そして、成立・施行の運びとなった治安維持法では、その「犯罪はすべて目的罪であって、一定の明確な目的をもって(「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ)なされる行為のみを処罰するものであるから、警察の濫用が大幅に押えられうる」(313ページ)といわれながら、その発動の仕方はまさに逆であり、法制の以後の展開のなかで、緊急勅令形式による非立憲的な「改正」=改悪、死刑導入、目的罪対象から目的遂行罪対象(さきの目的遂行のための一切の行為が処罰対象となる)への推移等となる一方で、さきの「国体」概念がやがて「主権の所在」という憲法学的な意味を離れて、「把えどころのない倫理的・道義的な」もの——ファシズム期には、「日本精神」、「臣民道」等権力者の恣意的な観念に変る——となり、いわゆる特高警察の拡大、思想検察の強化、思想善導、教育統制へと進んでゆくのであり、しかも思想「転向」、「改悛」を求める「敬父慈母ノ態度」が強調された点で、「ナチスの思想統制などと違った日本の特質」が見られるのであった(332ページ)。

ところで、天皇制国家によって展開せしめられた、以上のような人民支配=治安法体制の本質は、果してどのように規定したらよいのか。中村説にしたがえば、国家形態論のレベルにおける絶対主義規定=「絶対主義的天皇制」によって貫かれるのであろうが、この治安維持法体制の段階に至って、なお「絶対主義的天皇制」の規定のみをもって(勿論、その動揺期という段階認識はあるが)、新しい危機的事態のすべてを把えつくすわけにはゆくまい(国家類型として理解されている「ブルジョア・地主国家」乃至「軍事的・半封建的帝国主義国家」は、あくまで抽象的レベルのものにとどまる)。人民支配の絶対主義的性格と、やがて本格化してゆく軍部ファシズム的性格との、両者を統一的に説明し得るような概念装置が、国家形態論のレベルにおいても、何か必要になって来るのではなからうか。奥平論文の内容はこのことを裏付けているように思われる。

× × ×

以上、『大系日本国家史』の近代篇2冊にわたる八篇の論稿を通観して、各論に当る七篇は、中村氏の執筆されたものを除き、何れもニュアンスの相異を含み、それらが中村氏の序説によって総括されるという形には必ずしもなっていないにせよ、これまでの「講座派」的な日本資本主義論における天皇制認識の通弊(天皇

制権力の相対的ならぬ絶対的独自性の強調と、基元主義とのディレンマ)を克服しようとする点においては、期せずして共通の志向性が明らかであり、日本資本主義研究の総括としての天皇制国家論の到来を思わせるに十分である。願わくは、中村氏の独創的な分析視角・方法論が、各論的研究を通じてさらに彫琢され、天皇制国家の総体=全体像がより精密化されることを期待すると同時に、基礎構造的な日本資本主義(発達史)研究も、そうした本格的な国家史研究の成果に学びつつ、真の社会構成体認識に近づいてゆかねばならないと思う。

〔第4巻1975年12月、第5巻1976年12月、何れも東京大学出版会刊〕

尾城 太郎丸

(経済学部教授)

ハインリヒ・ワインシュトック著
樫山欽四郎・小西邦雄訳

『ヒューマニズムの悲劇』

——西洋の人間像における真と偽——

(一)

本書は、ギリシアヒューマニズムと近代西欧、特にドイツヒューマニズムを主題として論じ、人間存在の負い目、悲劇という観点からヒューマニズムを追求したユニーク(?)な作品である。

評者は一読して、歴史の内容が捨象されている作品であると判断した。因みに評者の本書に対する最初の評価は、概ね次のようなものである。「個を、人間を、更には社会や国家や諸階級を歴史から抽象して、あれこれの解釈を試み、詮索を企てる議論など腹立たしいものはない。一切の歴史的諸連関を抜きにして人間存在を語ることは、主観的独在論への道を開くものでしかない。本書の著者は一切の諸現実を、従って個も社会も国家も諸階級もすべて「悲劇」の名の下に包括する。著者は一人、オリンポスの山上に神々と席を同じくし、下界の人間に託宣を告げる。“神を畏れよ”と。著者にあっては、己が尺度が万物の尺度であり、歴史を切り捨て、傲然と絶対的ヒューマニズムを説く姿は、巨人の肩に乗り、背丈の高きことのみを自慢する侏儒に等しいものであり、総じて哲学的茶坊主の駄弁である」と。

(二)

事実、著者の叙述からは歴史認識というものが感じられない。それはそれとして、本邦訳書の原本(第2版)が出版されたのが1954年であること、そして著者ワインシュトック氏の生誕が1889年であることを少しばかり考えねばならない。

本書第一部、第二部併わせて全篇10章にわたって展開されている人間存在の負い目、悲劇の意識はどこからくるものであろうか。その手掛りとなるべき著者の告白めいた章句が一ヶ所ある。それは、普遍意志から普遍路線へ、と題する本書第二部第八章にある。「…もしも人々が、このわれわれの時代の人間として、つまり根本悪の現実を再び体験し、悪と悪人が存在す